

岡山大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成28年 2月26日(金) 本部棟3階 入札室	
委員	委員 山崎 雅弘 (大学教授) 委員 板野 次郎 (弁護士) 委員 小橋 仙敬 (公認会計士)	
審議対象期間	平成27年1月1日～平成27年12月31日	
抽出案件(合計)	13件	<p>(備考)</p> <p>入札監視委員会設置要項にのっとり、互選により山崎委員が委員長に再任された。</p> <p>今回の審議対象期間においては、再苦情の申し立て及び同審議依頼はなし。</p>
建設工事(小計)	8件	
一般競争入札(WTO)	0件	
一般競争入札(上記以外)	6件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	2件	
設計・コンサルティング業務(小計)	5件	
公募型プロポーザル	件	
簡易公募型プロポーザル	3件	
標準プロポーザル	0件	
競争入札	0件	
随意契約	2件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	特になし	

別 紙

意見・質問	回 答
<p>1. 岡山大学において発注した建設工事について [資料1] [資料2]</p> <p>[資料2]の表中、☆印がついているものは何か。</p> <p>[資料2]②-8「(倉敷)総合研究棟改修(資源植物科学研究所)工事」の案件に対し②-11「(津島)国際学生シェアハウス新営工事」の案件が特別重点調査対象ではないのはなぜか?</p> <p>すべて実績評価型なのはなぜか。</p>	<p>特別重点調査対象。予定価格が2億円を超えるもの。ただし、すべての事業について行っているものではない。</p> <p>2,000万円を超える案件は低入札価格調査対象であるため、最低基準価格が設けられている。よって最低基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うが、2億円を超えるものは重点的に調査を行う。</p> <p>基本的に特別重点調査を行った案件は契約をしない。ただし学内経費の案件は、特別重点調査は行っていない。</p> <p>本案件は学内経費で行ったもので特別重点調査対象価格を下回っても契約を優先するため。また、一般的な寄宿舎の新営であり、品質の確保を重視する案件では無かったため。品質を重視する場合は特別重点調査を行う。ただし②-11は、低入札価格調査は行っていない。</p> <p>6億円を超える政府調達に係る案件については総合評価標準型で行うが、それ以外は事務量を減らす目的もあり、また、文部科学省でも実績評価型を行い、総合評価の割合を増やす方針のため。</p>
<p>2. 岡山大学において発注した設計・コンサルタント業務について [資料3] [資料4]</p> <p>簡易公募型プロポーザル方式と簡易公募型プロポーザル方式(拡大)とは、何が異なるのか。</p> <p>プロポーザル方式の場合は、評価項目は何か。</p>	<p>予定価格の違いによるものである。</p> <p>参加表明書類により、担当予定技術者の能力、資格・主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、事務所の技術者数・技術力を評価し、この業者の中から技術提案書の提出を要請す</p>

	<p>る業者を選定する。 技術提案には課題を設け、それに対しての提案を求め、内容を評価し1者に特定する。</p>
<p>1者に特定された後に、価格の交渉が始まるのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>プロポーザルに沿った価格になるよう仕様や価格が変わり、価格が下がっていくという流れで進んでいくのか。</p>	<p>1者に特定された後に、予定価格に近づくように見積もりを行っていく。</p>
<p>5者から1者に絞る段階で価格の競争はないのか。</p>	<p>ない。</p>
<p>プロポは総合評価と違って価格ベースではないということか。</p>	<p>はい。</p>
<p>設計コンサルの予定価格は、大学が独自に積算するのか。</p>	<p>計算式がある。設計協会が試算できる式を公表している。</p>
<p>予定価格は公表なのか。</p>	<p>非公表である。事後に公表する。</p>
<p>3. 審議対象工事等に関する点検事項について [資料5] [資料6]</p>	
<p>資料5について…以前に比べて参加資格要件は緩和されているが、1者のみの参加では競争にはならない。3者4者参加してもらえるようなくみ作りが必要であると思う。</p>	<p>入札時期を早める、基準額以下での数量の公開等、業者が参加しやすい取組みについての指示も文科省から出ている。 オリンピックを控え、岡山県も職人が減ってきている。公共工事という点で競合するため、現場の職人の頭数で状況が変わってくる。よって公告を早く行なう、参加資格要件の実績については、施工面積を外すなど、緩和を行った。 また専任の技術者として配置されると、他工事に参加できずそのため辞退に至る場合があるため、専任要件の緩和なども行う。</p>
<p>前回の委員会の緩和内容と比べると改善されているか。</p>	<p>はい。</p>
<p>総合評価の基準等は国が示しているものか。</p>	<p>総合評価は国が示している総合評価の実施方針を岡山大学版として作成しているので、</p>

<p>市町村など、他公共団体に比べると、コストの評点が高い。</p> <p>資料2の②-14「(鹿田)臨床講義棟改修電気設備工事」、15「(鹿田)臨床講義棟改修機械設備工事」の不落随契について…予定価格との差が(上に)大きい。業者が価格を読めない原因があるのではないか。</p> <p>資料6-6「(医病)中央診療棟Ⅱ期地階他変更に伴う建築設計業務」について、当該業者と随意契約したのは、単なる契約変更ということか。</p> <p>資料6-3「(医病)基幹・環境整備(エネルギーセンター等改修)電気設備工事」について、資格要件のひとつ『元請けとして～中略～電気設備工事の施工実績を有すること』、これは電気設備工事の元請けをしているということか。建築、電気、機械を分けて発注するのか。</p> <p>資料2-2 不落について…業者が見積もりをする際は設計図書を参考にしているはずだが、適切な金額が出ないのは、設計図書以外の適切な情報を得られていないということではないのか。</p> <p>データが足りないせいではないのか。</p> <p>250万以下の工事で、240万円台が多すぎるのではないか。</p> <p>担当者が工事を分けて一般競争にならないようにしない取組みは、具体的にチェックはしているか。</p>	<p>ほぼ変わらない実施方針である。</p> <p>現在ほとんどの案件が実績評価型となっているため、差が出にくくなっている。</p> <p>②-15は数量公開している。1億円を超える案件は数量公開を行なっているが、そうでない案件は価格の差が出ることもある。今後は文科省からの通知でもあるように、1億円未満の案件でも数量公開をできる限り行う方針でいきたい。</p> <p>当該業者の設計業務は完了しており、契約中でないため、契約変更ではない。工事のほうで変更があり、それに伴い設計変更の業務を当初の設計業者である教育施設研究所に依頼し随意契約を行なった。</p> <p>はい。基本的に分離発注である。</p> <p>※不落になった案件は、今回の一覧表には表記していない。 県外の業者より、地元の業者のほうが有利な条件を提示できるという場合もあるが、職人がいないことなどもあるが業者側が強気での高い価格をもってくる。 不落については数量を公開すればなくなるということでもない。</p> <p>そうではないと考えている。</p> <p>発注見直しを行なっているため、予定通りのことである。意図的に250万円以下にすることはしない。</p> <p>していない。</p>
--	--

<p>4. 審議対象工事等（抽出案件）について [資料7]</p> <p>7-1 「（津島）工学部4号館変圧器更新工事」について 総合評価の評価点は基礎点と加算点でもとめるのか？</p> <p>7-2 「（東山）附属小学校体育館とりこわしその他工事」について 低入札価格調査の説明で解体を専門としているためとあったが、このために安くなったのか。</p> <p>7-3 「（倉敷）総合研究棟改修（資源植物科学研究所）工事」について 施工体制確認のヒヤリングは、最低基準価格より上だから省略するということか。</p> <p>参加業者4者のうちの1者の評価点が低いのは施工体制のポイントが低かったのか。</p> <p>7-4 「（津島）国際学生シェアハウス新営工事」について 低入札価格調査の説明で「転用できる資材がある」というのは、聞き様によっては下手な運営をしている印象がある。</p> <p>7-5 「（鹿田）臨床講義棟改修電気設備工事」について 応札者が1者であるということだが講義棟の電気設備ということは特殊なものではなく施工できる業者は多いのでは。</p> <p>7-6 「（医病）基幹・環境整備（空調衛生配管引き込み等）機械設備工事」について 不落随契2というのとはにか。</p>	<p>そうです。</p> <p>自社で機械や車両を保有している分、機器損料が安く済む等、諸経費の削減が可能であるため。</p> <p>最低基準価格を下回った場合はヒヤリングと資料の提出を求めるが、入札価格が基準価格を上回っていて、内訳書の内容を見て施工体制に問題がないとの判断ができる場合は、ヒヤリングは行わず、施工体制評価点を満点与えることになる。</p> <p>応札した3者については施工体制の加点がされているが、辞退した1者には施工体制の加点がなされていない。</p> <p>「転用できる資材」とは主に仮設資材等のことである。</p> <p>そのとおりですが、結果的に1者応札となりました。</p> <p>不落随契で見積を2回行なった。入札2回と併せて金額提示を4回行なったということである。</p>
--	---

<p>7-8 「(鹿田)動物実験施設エレベーター改修工事について 何度も見積もりをしているのはなぜか。</p> <p>どうしても提示額が折り合わない場合は、予定価格を考え直さなければならないのか。</p>	<p>少額随契ではないため予定価格は設定している。予定価格以内におさまるまで何回か見積もりの提出を繰り返している。</p> <p>そうです。入札の場合は2回までとなっているが、見積もりの場合は予定価格以下に落ちるまでとなる。</p>
<p>7-9 「(鹿田)臨床講義棟改修設備設計業務」について 落札率が高い。</p>	<p>簡易公募型プロポーザル方式の場合は、1者を特定して見積もり合わせを行うため、価格競争の要素が少なく、予定価格と契約額の差が少なくなるという傾向がある。</p>
<p>7-10 「(鹿田)臨床講義棟改修建築設計業務」について 設備と建築は分けてするのが一般的なのか。</p>	<p>一般的です。設計の場合、分離発注が原則。</p>
<p>7-11 「(倉敷)総合研究棟改修(資源植物科学研究所)建築設計業務」について 参加表明業者より技術提案業者が少ないのはなぜか。</p>	<p>選定の結果である。参加表明業者の6者が非選定となり、技術提案書の要請をしなかったためである。全者に要請してもよいが3者～5者に絞るようにしている。</p>
<p>5. 平成27年度(平成27年～1月12月)指名停止について [資料8]</p> <p>特になし</p>	
<p>6. その他 業者との付き合い方など、職業倫理研修等はしているか。</p>	<p>文科省での研修など、人数制限があるため交代で参加している。学内ではEラーニングでのコンプライアンス研修も行っている。</p>